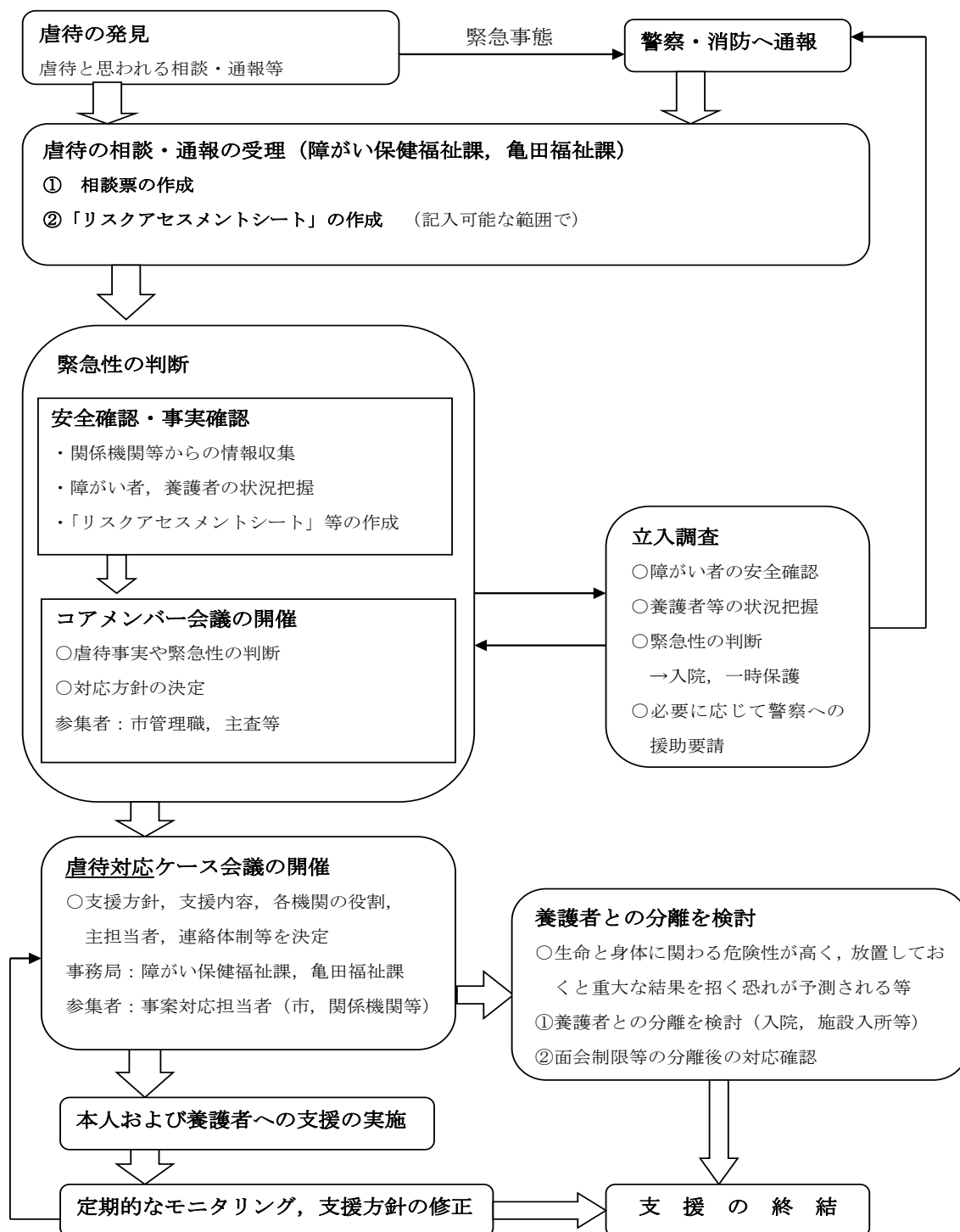


## 2 養護者による障がい者虐待への対応について

### (1) 虐待への対応手順

障がい者の安全確保のために一刻をあらそう事態も考えられます。夜間・休日を問わず迅速な対応が図られるように、障がい保健福祉課（函館市障がい者虐待防止センター）および亀田福祉課を中心に、関係機関が連携し、支援にあたります。

【図表 4】 養護者による虐待対応システム・フロー



## (2) 虐待の発見と相談

### ア 虐待の早期発見

障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障がい者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。「障害者虐待防止法」では、行政のほか（第6条第1項）、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めることとされており（第6条第2項）、虐待を発見しやすい立場にあることの自覚とともに虐待問題に関する意識を高くもつことが必要です。

虐待をしている養護者等には、虐待をしている自覚がない場合が多く、また、虐待を受けている障がい者も虐待だと認識できない場合や無力感から諦めていることもあります。施設や労働現場で発生した虐待の場合は、障がい者を預かって貰っているという家族の気持ちや他に行き場がない等の状況から家族が虐待する側を擁護する等、事実を否定することもあります。

障がい者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、発見者や情報を入手した者は一人で抱え込まず、速やかに市の障がい者虐待防止センター（障がい保健福祉課）や相談窓口（亀田福祉課）に相談・通報してください。

また、できる限り障がい者や養護者・家族が自ら前述の障がい者虐待防止センター等に連絡するよう働きかけることも重要です。虐待は、障がい者や養護者・家族が気づくことが重要であり、これによってその後の支援の内容も大きく変わってきます。

障がい者への虐待が疑われる場合に見られるサインを「障がい者虐待発見チェックリスト」図表5として掲載したので、虐待を発見するための目安としてください。

#### ※「発見者」と想定される例

…… 家族、民生委員、近隣住民、町会関係者、障害福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・労働等の関係者、各関係団体等

#### ※「情報を入手した者」と想定される例

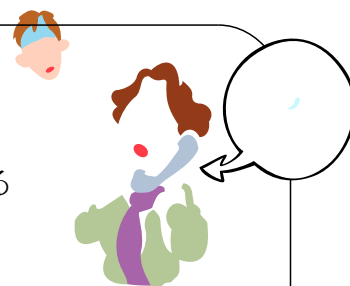
…… 民生委員、近隣住民、町会関係者、障害福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・労働等の関係者、各関係団体等

### ためらわずに相談・通報を！

障害者虐待防止法では、国民が虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、速やかに「通報する責務」があります。

また、同時に、通報を受理した側にも、通報者を特定する情報について「守秘義務」が課せられています。

虐待が疑われるサインに気づいたら、ためらわずに相談通報をしてください。



【図表5】

## 障がい者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人には、その自覚のない場合や虐待されていても、障がい者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。

複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

### ＜身体的虐待のサイン＞

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側，背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷，あざがある
- 頭，顔，頭皮等に傷がある
- お尻，手のひら，背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり，こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると，頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする，急に不安がる，震える
- 自分で頭をたたく，突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健，福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健，福祉の担当者に話す内容が変化し，つじつまが合わない

### ＜性的虐待のサイン＞

- 不自然な歩き方をする，座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血，傷がみられる
- 性器の痛み，かゆみを訴える
- 急におびえたり，こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる，一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健，福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない，不規則な睡眠，夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

### ＜心理的虐待のサイン＞

- かきむしり，かみつき等，攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠，夢にうなされる，眠ることへの恐怖，過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる

- おびえる，わめく，泣く，叫ぶ等パニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい，摂食障害（過食，拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感，あきらめ，なげやりな様子になる，顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり，減ったりする

### <放棄・放任のサイン>

- 身体から異臭，汚れがひどい髪，爪が伸びて汚い，皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする，極度に乱雑，ベタベタした感じ，ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている，汚れたままのシーツ，濡れたままの下着
- 体重が増えない，お菓子しか食べていない，よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える，栄養失調が見て取れる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否，受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない，話したがらない

### <経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や本人以外の生活費に使っているように思える

### <セルフネグレクトのサイン>

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気，ガス，水道が止められていたり，新聞，テレビの受信料，家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している，部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ，いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し，あきらめの態度がみられる

※ セルフネグレクト（自己による放任）については，障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが，このようなサインが認められれば，支援が必要な状態である可能性が高いので，対応をする必要があります。

※ 「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

## イ 虐待の相談・通報の受理

障がい者虐待に関する相談や通報・届出を受けた担当者は、「相談・通報・届出受付票」（「様式1」P24）を用いて、虐待の状況や障がい者・養護者等の状況、通報者の情報等を可能な限り聴取します。

ここで、的確な情報を把握することが、次の段階への判断の根拠となることから、直接見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったか、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したか等、具体的な内容も聞き取ります。

さらに虐待対応の必要性がある場合は「障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート」（「様式2」P26）を用いて詳しく聞き取ります。

通報時に聞き取るべき最低限の項目を図表6に掲載しましたので、これを参考に聞き取りをしてください。

【図表6】 相談・通報・届出時の聞き取りポイント

- 1 虐待の状況
  - ① 虐待の種類や程度
  - ② 虐待の具体的な状況、虐待の経過
  - ③ 緊急性の有無とその判断理由
- 2 障がい者、虐待者と家族の状況
  - ① 障がい者本人の氏名、居所、連絡先
  - ② 障がい者本人の心身の状況、意志表示能力
  - ③ 虐待者の状況、虐待者と障がい者の関係、その他の家族関係
- 3 障がい福祉サービス等の利用状況や関係者の有無
  - ① 障がい福祉サービス等の利用の有無
  - ② 家族に関わりのある関係者の有無
- 4 通報者の情報
  - ① 氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係等



### (3) 事実確認, 緊急性の判断

相談・通報や届出を受けた市は、当該事案に以前から関わっている関係機関等から情報収集を行うとともに、訪問調査等により「障がい者虐待（疑いを含む）」の内容か否かについて判断を行います。

事実確認をするにあたり、「障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート」を用いて虐待の有無や緊急性の判断を行います。

緊急性の判断根拠として、「重篤な外傷，衰弱，脱水症状，栄養失調等により，入院や通院が必要である」，「障がい者・養護者が保護を求めている」，「暴力や脅しが日常的に行われている」等が考えられます。

緊急性の高い具体的事例については、図表7のとおりです。

また、そこに挙げられた例のみを緊急性の高い状況ととらえるのではなく、それ以外の場合でも障がい者や養護者の心身の状況や生活状況，虐待の頻度や程度等を総合的に勘案し，判断を行っていく必要があります。

#### 【図表7】 緊急性が高いと判断できる状況 (例)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 生命が危ぶまれるような状況が確認される，もしくは予測される<ol style="list-style-type: none"><li>① 骨折，頭蓋内出血，重症のやけど等の深刻な身体的外傷</li><li>② 極端な栄養不良，脱水症状</li><li>③ 「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報</li><li>④ 器物（刃物，食器等）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり，エスカレートすると生命の危険性が予測される</li></ol></li><br/><li>2 障がい者本人が保護を求めている<ol style="list-style-type: none"><li>① 障がい者本人が明確に保護を求めている</li></ol></li></ol> |
|--|

### (4) コアメンバー会議

事実確認を行った後，市担当部署等による「コアメンバー会議」を開催し，相談・通報または事実確認の情報をもとに，「虐待事実の判断」や「緊急性の判断」および関係する機関の確認や調査依頼，役割分担，当面の対応方針等を決定します。

## (5) 立入調査

「障害者虐待防止法」においては、虐待により障がい者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、「市長は、担当部局の職員に虐待を受けている障がい者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができる。」と規定しています。立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重大性があるとともに養護者の協力が得られない場合等であり、担当部局の職員が立入調査を行うときは、立入調査を行う職員であることの「身分証明書」（「様式3」P36）を携帯し、これを提示しなければなりません。

また、「市長は、立入調査の際には障がい者の生命または身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障がい者の住所または居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならない」とされています。援助依頼時には、「障がい者虐待事案に係る援助依頼書」（「様式4」P37）を提出し援助要請を行います。なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、または質問に対して答弁をしない、若しくは虚偽の答弁をする、若しくは障がい者に答弁をさせない、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処することとされています。

### 【図表8】 立入調査が必要と判断される状況の例

- 1 障がい者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 2 障がい者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 3 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障がい者の福祉に反するような状況下で障がい者を生活させたり、管理していると判断される時。
- 4 過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障がい者を会わせない等、非協力的な態度に終始しているとき。
- 5 障がい者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- 6 入院や医療的な措置が必要な障がい者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 7 入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や障がい者の安全が懸念されるようなとき。
- 8 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障がい者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 9 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障がい者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- 10 その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障がい者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障がい者の保護が困難であるとき。

## (6) 虐待対応ケース会議

コアメンバー会議で虐待事実や緊急性の判断、関係する機関の確認、調査依頼、役割分担、当面の対応方針が判断された後、市は関係機関を参集し、虐待対応ケース会議を開催します。会議では、個別の虐待事案に対する支援方針、支援内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行います。会議の開催については、状況に応じて電話等を利用する等、柔軟な会議の持ち方とします。

### (1) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、障がい者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。

保護・分離の手段として、障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、医療機関への一時入院等、適切な対応を行います。

契約に拠ることが困難な場合は、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置（短期入所、施設入所等）を行います。

「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障がい者の保護の観点から、養護者と障がい者の面会を制限することができるかとされていますので、虐待対応ケース会議の中でその必要性を検討し、施設長を含めて取り決めを確定しメンバー間で共有します。

### (2) 緊急性が高くないと思われる場合の支援

虐待については、客観的な事実が把握しにくい事例が多いため、関係機関において情報を共有し、それぞれの専門性を活かし、支援方針、支援内容の決定、各関係機関の役割や主担当の決定、連絡体制の確認等を行っていくことが重要です。

## (7) 養護者（家族等）への支援

障がい者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障がい者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にある等、障がい者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、これらの要因を分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障がい者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービス等、養護者が障がい者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。



## (8) 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障がい者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 または知的障害者福祉法第 28 条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下「市町村申立」といいます。）を行うことが定められています（第 9 条第 3 項）。

### 【図表 9】

### 函館市成年後見制度利用支援事業

函館市成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、家庭裁判所への申立を行う親族がない等の理由で同制度を利用できない認知症や知的障がい、精神障がいのある方を支援するため、親族等に代わり、市長が家庭裁判所への申立を行うものです。その際に申立費用や成年後見人等への報酬の負担が経済的に困難な方については、これらの費用を公費で支給するというもので、平成 16 年度から開始しています。

平成 24 年度からは、「本人または親族等による申立」についても、申立費用や後見人等への報酬の負担が経済的に困難な認知症高齢者や知的障がい者および精神障がい者については、公費支給の対象としたところです。

#### 1 対象者

函館市に居住する、判断能力が十分ではない認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者としております。

#### 2 事業の内容

##### (1) 市長申立て

配偶者および二親等内の親族がない、またはいても審判請求を行う見込がない場合において行います。ただし、三親等または四親等の親族が審判請求を行うことが明らかである場合は除きます。

##### (2) 費用の助成

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる認知症高齢者や知的障がい者および精神障がい者に対し、審判申立にかかる費用の助成（収入印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定費用）をおこないます。さらに親族以外の第三者が選任された時に限りませんが、後見人等の報酬額の助成も行います。

#### 3 費用助成の要件

##### (1) 生活保護を受給している方

##### (2) 資産および収入の状況から生活保護受給に準じると認められる方

##### (3) その他審判費用を負担することが困難であると認められる方

## **(9) 定期的なモニタリング**

虐待対応ケース会議の決定に基づき、主担当者の訪問や援助を行う関係機関からの聞き取り等により障がい者や養護者等の状況を把握する等状況に応じてモニタリングを行い障がい者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援の検討等支援計画を修正します。

## **(10) 虐待対応の終結**

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。

その後の生活の支援については、通常業務として相談支援事業所等に引き継ぐとともに、虐待の再発があったとき等に速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。